

# 鶴見支部だより

<http://www.roaneikyō.or.jp/shibu/tsurumi/index.html>

No.164/165 令和6年5・8月合併号

発行者  
 公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会  
 鶴見支部  
 〒230-0051  
 横浜市鶴見区鶴見中央三丁目26番4号  
 (鶴見商工会館2階)  
 電話 045-503-0017  
 FAX 045-505-3411  
 発行責任者  
 支部長 藤森拓也

## 就任挨拶



(公社)神奈川労務安全衛生協会鶴見支部長  
JFE エンジニアリング横浜本社常務執行役員

藤森拓也

## 署長挨拶



鶴見労働基準監督署  
署長

野々部 敦

JFE エンジニアリング株式会社の藤森と申します。去る5月21日、令和6年度定時総会にてご承認いただき、キリンビール株式会社の藤原常務執行役員様の後任として、今年度から支部長を務めさせていただきます。精一杯努力して参りますので、皆様のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年度は諸般の事情によりいくつかの行事開催が見送られたものの、全国安全週間鶴見地区推進大会をはじめ主要行事を無事に開催できました。これもひとえに、鶴見労働基準監督署をはじめ監督官庁の皆様、会員事業場、当協会本部、関係諸団体の皆様のご協力、藤原前支部長のご指導ならびに各部会、事務局のご尽力の賜物と存じます。心より感謝申し上げます。

今年度は厚生労働省が2023年からの5年間をその期間として計画した「第14次労働災害防止計画」の2年目にあたります。計画では「事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。」とその目的が示されています。鶴見支部といたしましても、この目的の達成に向け、ご承認をいただいた令和6年度支部事業計画に従って、労働災害防止、健康保持増進、労働関係法令順守に向けた活動を推進して参ります。

さて、会員事業所の皆様におかれましては、原燃料費の高騰、人手不足、建設業やドライバー等のいわゆる「2024年問題」など、様々な課題への対応に日々ご苦労されていることと存じます。そうした中であっても、人材の確保とその能力の発揮をつうじて企業が持続的に発展するためには労働安全衛生の確立が最も重要な経営課題の一つであると考えます。会員事業場の従業員の皆様が事故なく元気に明るく毎日の業務に臨めますようお願いを込めて支部活動を展開して参りますので、改めまして皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、会員企業のみなさまのご健勝、ご繁栄を心より祈念申し上げます。ご安全に！

令和6年4月1日付けで鶴見労働基準監督署長に着任いたしました野々部と申します。鶴見支部の皆様には、日頃から労働基準行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。前任地は神奈川労働局健康課でしたので、健康課職員として本部の衛生部会、産業保健活動委員会、保健対策委員会に参加させていただいておりました。部会、委員会の委員様には大変お世話になりました。

令和6年度の鶴見労働基準監督署の重点施策の一つに第14次労働災害防止計画(鶴見計画)(以下、鶴見計画と言います。)があります。鶴見計画は労働安全衛生法第6条を根拠に5年ごとに作成し公表しております。鶴見計画では、重点事項を7項目設定し、事業者による取組状況等に関するアウトプット指標、取組みにより期待される結果に関するアウトカム指標を定め、実施状況を確認しつつ計画を推進することとしております。

この計画の推進により比較基準年である2022年の労働災害による死亡者数0人、死傷者数240人に比較して5パーセント以上減少させ、2027年の最終目標は死亡者数0人、死傷者数228人以下を目指します。

各事業場の実施状況を確認するため令和6年度はアンケートを実施いたします。神奈川労働局ホームページにあるアンケートにご協力をお願いいたします。

また、鶴見労働基準監督署では近年増加傾向にあり業種横断的に対策が必要となっている転倒災害について減少させるための取組を行っております。

### 【鶴とすべりつまずき注意!!よく見て転倒災害防止!!】

をキャッチフレーズとして転倒災害防止をお願いしています。転倒災害防止に活用するための「チェックリスト」を盛り込んだリーフレット、「見える化」を図ることを目的に作成したステッカーの原稿を、神奈川労働局ホームページ鶴見労働基準監督署コーナーに用意しておりますので、安全教育及び注意啓発用にご活用いただければ幸いです。

今回は労働災害防止についてお願いしましたが、鶴見労働基準監督署では賃金引上げに向けた支援と非正規雇用労働者の処遇改善、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止、労災保険の迅速・適正な給付等も目指しております。今後とも鶴見労働基準監督署の運営にご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、鶴見支部の皆様の益々のご発展とご安全を祈念いたします。



# (公社) 神奈川労務安全衛生協会 鶴見支部

## 令和6年度 定時総会開催

令和6年度「定時総会」は、5月21日(火)午後3時からココファン鶴見大会議室において、会員総数187社のうち出席店社26社、委任状による出席店社112社、合計で138店社出席のもと開催されました。

当日は、JFE エンジニアリング(株)横浜本社嶋崎環境部長の司会進行で開会し、議長には、キリンビール(株)横浜工場副工場長の築谷氏、書記には三菱ケミカル(株)鶴見工場の片平様、東亜合成(株)横浜工場の近藤様がそれぞれ選出され、議案審議に入りました。第1号議案「令和5年度事業報告」及び第2号議案「令和5年度決算報告」が事務局から行われ、引き続き第3号議案「会計監査報告」がAGC(株)AGCテクニカルセンターの深野氏から行われ、承認されました。次に第4号議案「令和6年度事業計画案」、第5号議案「令和6年度予算案」、第6号議案「令和6年度支部役員及び本部役員案」が審議され、それぞれの議案が満場一致で承認されました。引き続き、支部長のキリンビール(株)横浜工場常務執行役員 横浜工場長藤原義寿様から退任のご挨拶、新支部長 JFE エンジニアリング(株)横浜本社 常務執行役員 藤森拓也様から新任のご挨拶の後、ご来賓としてご臨席をいただいた鶴見労働基準監督署 署長 野々部敦様からご祝辞を賜り、令和6年鶴見支部定時総会は無事閉会しました。

## 令和6年度【第97回】全国安全週間鶴見地区推進大会

今年のスローガン：危険に気付くあなたの日 そして摘み取る危険の芽みんなて築く職場の安全

令和6年度【第97回】全国安全週間鶴見地区推進大会が、6月4日(火)に鶴見公会堂において総勢164名のご参加のもと開催されました。神奈川労務安全衛生協会 鶴見支部 支部長の藤森拓也様より開会の辞、各ご来賓からのご挨拶ご祝辞並びに、建設業労働災害防止協会 神奈川支部鶴見分会 分会長の西野 雅明様の大会宣言の後、鶴見労働基準監督署第二方面主任監督官の田上潤様より「安全週間実施要領について」また特別講演として、日本気象予報士会 気象予報士気象防災アドバイザーの山田 哲哉氏より「気象災害から身を守るために～防災気象情報の活用～」のご講演後、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鶴見分会 会長の不動田 昌弘様から閉会の辞を賜り、令和6年度第97回全国安全週間鶴見地区推進大会は無事閉会しました。



1	13:20-13:25	5分	開会の辞	(公社) 神奈川労務安全衛生協会鶴見支部 支部長 JFEエンジニアリング(株)横浜本社 常務執行役員 藤森 拓也 氏
2	13:25-13:30	5分	挨拶	鶴見労働基準監督署 署長 野々部 敦 氏
3	13:30-13:35	5分	祝 辞	横浜市鶴見区 区長 渋谷 治雄 氏
4	13:35-13:40	5分		鶴見区工業会 会長 寺嶋 之朗 氏
5	13:40-13:45	5分		鶴見区医師会 会長 宮下 裕子 氏
6	13:45-13:50	5分	大会宣言	建設業労働災害防止協会 神奈川支部 鶴見分室 分会長 JFEエンジニアリング(株)横浜本社 専務執行役員 西野 雅明 氏
7	13:50-14:00	10分	休憩	
8	14:00-14:30	30分	衛生週間実施要領について	鶴見労働基準監督署 第二方面主任監督官 田上 潤 氏
9	14:30-14:40	10分	休憩	
10	14:40-16:10	90分	特別講演	テーマ 気象災害から身を守るために～防災気象情報の活用～ 横浜気象台派遣 気象予報士 気象防災アドバイザー 山田 哲哉 氏
11	16:10-16:15	5分	閉会の辞	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鶴見分室 分会長 不動田 昌弘 氏

# 令和6年度 鶴見支部事業計画

2024年08月23日 現在

実施月	事業(行事)名	開催予定(実施日)	参加人員
4月	新入社員教育	4月 4日(木) 《終了》	26名
	保護具着用管理責任者講習(5支部共催)	4月 9日(火) 《終了》	58名(鶴見支部13名)
	化学物質管理者1日コース教育(5支部共催)	4月25日(木) 《終了》	58名(鶴見支部13名)
5月	職長(監督者)安全衛生教育	5月 8日(水)、9日(木) 《終了》	10名
	《製造業》職長能力向上教育(3支部共催)	5月15日(水) 《終了》	21名(鶴見支部8名)
	保護具着用管理責任者講習(5支部共催)	5月17日(金) 《終了》	60名(鶴見支部7名)
	鶴見支部 通常総会	5月21日(火) 《終了》	—
	特定化学物質作業主任者教育(5支部共催)	5月27日(月)、28日(火) 《終了》	36名(鶴見支部1名)
6月	全国安全週間準備月間鶴見地区推進大会	6月 4日(火) 《終了》	164名
	化学物質管理者1日コース教育(5支部共催)	6月11日(火) 《終了》	46名(鶴見支部14名)
	粉じん講習	6月12日(火) 《終了》	12名
	化学物質管理者2日コース教育(5支部共催)	6月17日(月)、18日(火)⇒中止	—
	安全管理者選任時講習	6月20日(木) 《終了》	11名
	有機溶剤作業従事者教育(3支部共催)	6月25日(火) 《終了》	30名(鶴見支部4名)
7月	衛生推進者養成教育(3支部共催)	7月 2日(火) 《終了》	12名(鶴見支部2名)
	安全衛生推進者養成教育(3支部共催)	7月 2日(火)、3日(水) 《終了》	12名(鶴見支部2名)
	危険予知訓練講習	7月12日(金) 《終了》	17名
	保護具着用管理責任者講習(5支部共催)	7月22日(月) 《終了》	59名(鶴見支部2名)
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	7月30日(火) 《終了》	29名
8月	特定化学物質作業主任者教育(5支部共催)	8月 7日(水)、8日(木) 《終了》	28名(鶴見支部4名)
	第2回 職長(監督者)安全衛生教育	8月26日(月)、27日(火)	
	化学物質管理者2日コース教育(5支部共催)	8月28日(水)、29日(木)⇒中止	—
9月	安全管理者能力向上教育(5支部共催)	9月 4日(水)	
	全国労働衛生週間準備月間鶴見地区推進大会	9月 5日(木) 鶴見公会堂	
	《製造業》職長能力向上教育(3支部共催)	9月11日(水)	
	リスクアセスメント研修(3支部共催)	9月12日(火)	
	保護具着用管理責任者講習(5支部共催)	9月19日(木)	
	衛生推進者養成教育(3支部共催)	9月25日(水)	
10月	安全衛生推進者養成教育(3支部共催)	9月25日(水)、26日(木)	
	第1種衛生管理者直前講習(3支部共催)	10月16日(水)、17日(木)	
11月	衛生管理者講習	11月 6日(水)	
	化学物質管理者1日コース教育(5支部共催)	10月29日(火)	
	第83回 全国産業安全衛生大会	11月13日(水)~15日(金) 《広島》	
	危険予知訓練講習	11月19日(火)	
	神奈川労働安全衛生大会(本部主催)	11月27日(水)	
支部 経営首脳者セミナー	11月29日(金)		
12月	第3回 職長(監督者)安全衛生教育	12月 3日(火)、4日(水)	
	衛生推進者養成教育(5支部共催)	12月10日(火)	
	安全衛生推進者養成教育(5支部共催)	12月10日(火)、11日(水)	
	有機溶剤作業従事者教育(3支部共催)	12月17日(火)	
	保護具着用管理責任者講習(5支部共催)	12月20日(金)	
1月	安全祈願 《鶴見神社》	1月16日(木)	
	化学物質管理者2日コース教育(5支部共催)	1月22日(水)、23日(木)	
2月	労務管理講習会	2月13日(木)	
	《製造業》職長能力向上教育(3支部共催)	2月26日(水)	
3月	安全管理者能力向上教育(3支部共催)	3月 4日(火)	
	第4回 職長(監督者)安全衛生教育	3月18日(火)、19日(水)	

**印刷・製本のことなら当社へ!**

【連絡先】(有)牛尾印刷 横浜市鶴見区尻手 2-3-50  
〒230-0003 TEL(045)584-1410 FAX(045)584-6443

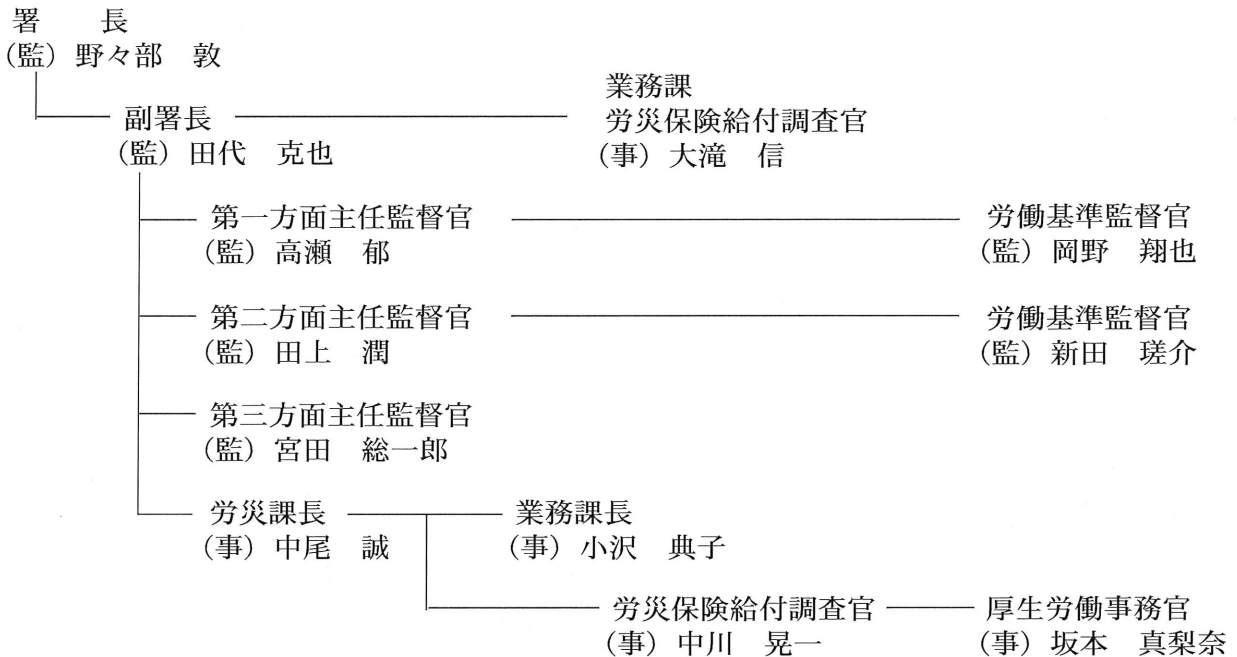
オフセット印刷全般 / データ製作 / 各種製本  
まごころ自費出版 / 社史・広報誌 / シルク印刷  
防災マップ / エコ・OA 対応製品 / シール印刷  
カレンダー / 封筒 / 名刺...etc.

【E-mail】ushio-p@h8.dion.ne.jp

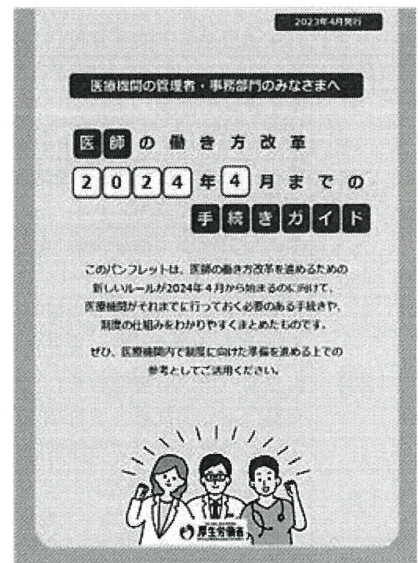


# 鶴見労働基準監督署組織図

(令和6年4月1日現在)



- 2024年4月から、建設業・自動車運転者・医師の時間外労働にも上限規制が適用されました。36協定も新様式になっています。
- 2024年4月から自動車運転者の改善基準告示が改訂されました。



トラック、バス、タクシー・ハイヤーの3種類あります

- 事業者は、タイムカードやパソコンの使用時間の記録等、客観的な記録により労働者の労働日ごとの労働時間を把握する義務があります。(労働安全衛生法第66条の8の3)
- 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、労働時間を適正に把握してください。

● 2025年1月1日より以下の手続について、電子申請が原則義務化されます

- ・労働者死傷病報告
- ・定期健康診断結果報告
- ・総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ・有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ・有機溶剤等健康診断結果報告
- ・じん肺健康管理実施状況報告



電子申請の詳細は  
こちらからご確認ください。

● 2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・クレーン等安全規則
- ・ゴンドラ安全規則

### 法令改正等の主な内容

①危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます。**

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人**もその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人**についても**火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人**も**退避させること**

②危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）**に対しても**保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

## 【第75回】全国労働衛生週間鶴見地区推進大会開催案内

日 時: 令和6年9月5日(木) 13:20～16:20

場 所: 鶴見公会堂

〈JR 鶴見駅西口フーガ1号棟6階〉

司 会: (公社)神奈川労務安全衛生協会鶴見支部

JFE エンジニアリング(株)横浜本社 安全環境部長 嶋崎太一

今年の全国労働衛生週間スローガン

“推してます みんな笑顔の 健康職場”

1	13:20-13:25	5分	開 会 の 辞	(公社)神奈川労務安全衛生協会鶴見支部 支部長 JFEエンジニアリング(株)横浜本社 常務執行役員 藤森 拓也氏
2	13:25-13:30	5分	挨 拶	鶴見労働基準監督署 署長 野々部 敦氏
3	13:30-13:35	5分	祝 辞	横浜市鶴見区 区長 渋谷 治雄氏
4	13:35-13:40	5分		鶴見区工業会 会長 寺嶋 之朗氏
5	13:40-13:45	5分		鶴見区医師会 会長 宮下 裕子氏
6	13:45-13:50	5分	大 会 宣 言	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鶴見分会 会長 不動田 昌弘氏
7	13:50-14:00	10分	休 憩	
8	14:00-14:30	30分	衛生週間実施要綱について	鶴見労働基準監督署 第二方面主任監督官 田上 潤氏
9	14:30-14:40	10分	休 憩	
10	14:40-16:10	90分	特 別 講 演	有人潜水調査船「しんかい6500」と無人探査機「かいこう」 ～日本における大深度深海調査の始まり 30年前のオペレーションストーリー～ (JAMSTEC)国立研究開発法人 海洋研究開発機構 安全衛生監理室 調査役 立田 学氏
11	16:10-16:15	5分	閉 会 の 辞	神奈川県社会保険労務士会 理事・鶴見支部長 内藤 恵子氏

## 悠久の歴史に育まれた鶴見

鶴見歴史の会 齋藤美枝

### その5 農業用溜池でオリンピック水泳予選 (最終回)

東寺尾の松蔭寺に伝えられてきた室町時代作成の「武蔵国鶴見寺尾郷絵図」に現在の岸谷公園に位置するところに「七曲舊池」と書かれている。この池は、鶴見区域で水田稲作が行われるようになった弥生時代から岸谷や生麦の水田を潤す水を湛える約 3000 坪の大池だった。北側がやや狭く南に広いひょうたんに近い七角形の形をしていたので古くは七曲池と呼ばれていた。池の周辺に草木が生い茂り、角が丸みを帯びて葡萄の房のような形に見えたことから房野池と呼ばれるようになった。江戸時代の古文書には、武蔵国橋樹郡生麦村大字岸谷小字坊野と記されている。江戸時代になると水田開発が進み、岸谷・生麦一帯にも水田が広がっていて、新池、泉池も造成された。

安政 6 年 (1859) に横浜が開港し、明治維新で首都が東京に移り、明治 5 年に新橋・横浜間の鉄道開通で鶴見駅が開業。曹洞宗大本山總持寺が明治 44 年に石川県から移転してきた。大正 3 年に浅野総一郎が鶴見臨海部の埋立工事に着手し、日本で最初の児童遊園地鶴見花月園が開業した。江戸時代の農漁村だった生麦村の風景が近代化の波に押されて少しずつ消えていった。

大正 8 年 11 月、埼玉県出身の生糸商・山崎積蔵が房野池周辺の地主から 5 万坪を借りて、蒲田の菖蒲園から花菖蒲を移植して「三笠園」を開業した。池の周りに四季折々の草花を植え、松並木や桜並木を作り、野外劇場や各種和洋食堂、無料休憩所などを点在させた。貸しボートもある、水深 6 m の池の南岸には、スタート台を並べた 100m と 50m の水泳練習場もある「花菖蒲の三笠園」は花月園と並び京浜間の行楽地としてにぎわった。

大正 9 年 4 月、水泳では、日本が初めて参加した第 7 回オリンピック・アントワープ大会水泳予選会が三笠園で開催され

た。当時、日本では水泳練習用のプールは大阪の茨木中学と東京の YMCA の 2 か所だけだった。競技会は、隅田川や横浜港内、浜名湾、戸田川などで行われていたが、潮流などで正確なタイムが取れなかったため、水の安定している三笠園が予選会場に選ばれた。100m のストレート 6 コースでタイムを競った結果、内田正練 (北大) と齋藤兼吉 (高等師範) が日本初の水泳代表選手となり、ベルギーのアントワープ大会に参加。2 人は日本伝統の水府流古式泳法「片拔手一重のし」で健闘したが、近代クロール泳法の外国勢に大敗し、予選敗退。

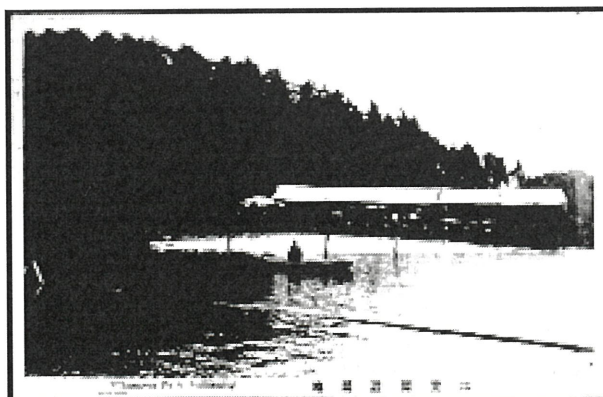
内田は世界で戦うためにはクロール泳法を取り入れる必要があると痛感し、現地でクロール泳法を会得して帰国。北海道を中心に講習会や水泳大会を主催してクロール泳法の普及と若い世代の育成活動に努めた。昭和 3 年の第 8 回パリ大会でクロール泳法を体得した高石勝男 (後に第 4 代日本水泳連盟会長) や齋藤巍洋らが入賞。昭和 7 年の第 10 回ロスアンゼルス大会では 400m 以外の全種目で優勝し、日本水泳界の黎明期を迎え、クロール泳法が定着した。

三笠園プールでは、大正 9 年 8 月第 5 回全国大会 (後の全日本水上選手権大会)、大正 10 年の 5 月に極東大会予選会、9 月に万朝報新聞社主催の第 1 回全国各大学対抗競泳大会などが開催された。

11 校が参加した大学対抗競泳大会を機に全国学生水上競技連盟が結成され、各地にプールも建設された。各大学が練習を強化し、大会を通じて数多くのオリンピックメダリストを輩出し、日本水泳連盟の創立、日本水泳界の発展へと導いた。

三笠園は営業不振から昭和 2 年に閉園。房野池が灌がいしていた田畑や池周辺では宅地化が進み、農業用水の役割を終えた溜池も埋立てが進んだ。昭和 11 年、房野池の一部が横浜市公園に指定され、オリンピックの予選会場となった近代水泳発祥の地としての歴史が評価されて、横浜市営のプールが建設された。

昭和 18 年、室町時代の絵図にも描かれていた七曲池 (房野池) 池はすべて埋め立てられた。昭和 27 年に市営公園が整備拡張され、砂場やすべり台、ブランコ、鉄棒などの器具が順次設置された。



房野池の水泳競技会場

# 安全衛生技術試験協会 受験申請システム



## オンラインだからこんなに便利

① 受験申請書の取り寄せ不要

② コンビニ払いやクレジットカードで支払い可能

③ 申請の振込手数料不要

④ 顔写真はアップロードでOK

⑤ マイページで領収書をダウンロード

### 労働安全衛生法に基づく免許試験

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特級ボイラー技士</li> <li>● 一級ボイラー技士</li> <li>● 二級ボイラー技士</li> <li>● 特別ボイラー溶接士</li> <li>● 普通ボイラー溶接士</li> <li>● ボイラー整備士</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● クレーン・デリック運転士</li> <li>● 移動式クレーン運転士</li> <li>● 揚貨装置運転士</li> <li>● 発破技士</li> <li>● ガス溶接作業主任者</li> <li>● 林業架線作業主任者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第一種衛生管理者</li> <li>● 第二種衛生管理者</li> <li>● 高圧室内作業主任者</li> <li>● エックス線作業主任者</li> <li>● ガンマ線透過写真撮影作業主任者</li> <li>● 潜水士</li> </ul> |
|---|---|---|

### オンライン完結

オンライン完結は、受験する試験の種類を選択し、受験申請に必要な書類や顔写真をシステム上にアップロードし、試験手数料の支払いまでをオンラインで完結できます。



## オンライン申請の2つの方法

試験の種類によって申請方法が異なります

### オンライン+郵送

オンライン+郵送は、受験申し込みと試験手数料の支払いはシステム上で行い、別途、提出書類と印刷した申請書を郵送する方法です。



### 再申請について

同一の免許試験の種類を再受験される方は、オンライン完結で受験申請いただけます。



### 書面申請は？

従来の書面による申請も可能です。  
「作業環境測定法に基づく作業環境測定士試験」と「労働安全衛生法に基づく労働安全・労働衛生コンサルタント試験」は、書面のみ対応します。



### 試験についてもっと知りたい!

安全衛生技術試験協会のホームページで、試験科目・試験時間や受験資格、免除科目をご確認ください。



公益財団法人 安全衛生技術試験協会

〒101-0065 東京都千代田区西神田 3-8-1 千代田ファーストビル東館9階

詳細につきましては、ホームページをご覧ください。 <https://www.examin.or.jp/>

## 新規会員募集

鶴見支部では、鶴見区内にある事業場で、当協会に未加入の事業場に対して加入促進活動を行っています。近隣で、またはお知り合いで未加入事業場がございましたら、事務局まで是非ご紹介下さい。

事務局 TEL 503-0017 FAX 505-3411